

第 12 回 経営協議会議事要録

日 時：平成 19 年 3 月 27 日（火） 10 時 00 分から 12 時 30 分まで

場 所：事務局会議室（5 階）

出席委員：相良学長、川口理事、井上理事、河本理事、倉本理事、中島理事、西山委員、藤原委員、細木委員、宮村委員、渡邊委員

配付資料

- 1 平成 19 年度 国立大学法人高知大学年度計画（原案）
- 2 高知大学職員給与規則改正案（新旧対照表）
- 3 平成 18 年度補正予算の編成について（案）
- 4 平成 19 年度予算編成方針及び予算配分について
- 5 - 1 国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認について
- 5 - 2 平成 17 事業年度決算における剰余金に係る目的積立金の配分について
- 6 資金運用結果報告及び資金運用による収益の用途について
- 7 - 1 高知大学学則改正案（新旧対照表）
- 7 - 2 高知大学大学院学則改正案（新旧対照表）
- 8 高知大学大学院改組計画案（概要）
- 9 総人件費削減計画
- 10 平成 19 年度経営協議会年間スケジュール

議事に先立ち、前回第 11 回経営協議会の議事要録（案）の確認が行われ、異議なく了承された。

議事

（1）平成 19 年度 年度計画（原案）について

各理事から資料 1 に基づき、平成 19 年度年度計画（原案）における各担当分野の主要事項について説明があり、審議の結果、承認された。

委員から、総務担当分野において、組織評価を活用した外部評価について質問があり、川口理事より、評価本部でまとめた各部局の評価結果を外部の有識者委員に評価してもらう旨の回答と、補足として相良学長より、教員自己評価についての概要説明が行われた。

また委員より、附属図書館に関する部分で、機関リポジトリ構築の内容について質問があり、川口理事より、研究成果等を電子化し、必要に応じ情報提供・情報交換が可能となる体制を構築していく旨の説明が行われた。

教育担当分野においては、委員から学生参加型 F D に対し、教員指導力の向上と共に学生の質を維持できる運用を願いたい旨、意見が述べられ、相良学長から、F D により授業を深める上での提言をもらっている現状と、学生に迎合するのではなく、十分配慮して運用をしていく旨の説明が行われた。

研究担当分野においては、委員からインパクトファクターの有無を教室間・学部間で比較しているのかという質問が出され、井上理事より、自己評価においては提出させているが、各部局間での比較は行っていない旨の回答が行われた。

また委員から、企業の研究機関と共同して研究開発を行う場合の支援や、企業と積極的に共同研究開発を行う者にインセンティブを与え、大学の活性化をして頂きたい旨の提言があり、相良学長から各部局の研究者が積極的に企業と共同研究を行っている状況や国際・地域連携センターでのマネジメントの実施、そして成果の一つである有限責任中間法人アクアスペースでの取組みを例に挙げ、産学連携を積極的に行っている旨の説明が行われた。

(2) 高知大学職員給与規則等の一部改正について

川口委員より、規則改正及び新設の趣旨説明の後、人事課長から、資料 2 に基づき、内容について詳細な説明があり、審議の結果、承認された。

(3) 平成 18 年度補正予算について

河本理事より、資料 3 に基づき、平成 18 年度補正予算の編成について、その趣旨及び、予備費・病院収入・目的積立金を財源とした編成内容について説明が行われ、審議の結果、承認された。

(4) 平成 19 年度予算編成方針及び予算配分について

河本理事より、資料 4 に基づき、平成 19 年度高知大学予算編成方針について、基本原則や理念を定めた上、考慮すべき財政的制約や高知大学の財政状況等を踏まえて編成を行った旨の説明が行われた。

続いて財務部長より、予算編成方針を踏まえた予算配分基準について、予算科目ごとに、配分額算定の詳細な説明が行われ、審議の結果、承認された。

また、学長から、効率化係数 1% が徐々に財政を圧迫していることから、更なる外部資金獲得と経費節減を行っていくことが重要である旨の説明が行われた。

(5) 国立大学法人における剰余金の翌事業年度への繰り越しに係る承認及び剰余金に係る目的積立金の配分について

河本理事から資料 5-1・5-2 に基づき、平成 17 事業年度における剰余金の使途承認申請に対し、文部科学大臣の承認が得られたことと、その剰余金に係る、目的積立金の配分方法について説明があり、審議の結果、承認された。

(6) 資金運用状況及び資金運用による収益の使途について

河本理事より資料 6 に基づき、平成 18 年度における資金運用実績について、昨年度と比べて大幅増となったこと、その収益に係る使途について、国際交流基金の財源に充当して使用する旨の説明があり、審議の結果、承認された。

(7) 高知大学学則及び高知大学大学院学則の一部改正について

川口理事より資料 7-1・7-2 に基づき、学校教育法の一部改正及び理学部・農学部の改組、さらには大学院設置基準の一部改正に伴う、高知大学学則及び高知大学大学院学則の一部改正についての説明があり、審議の結果、承認された。

(8) 高知大学大学院改組について

井上理事より、資料 8 に基づき、高知大学大学院改組計画について、3 月に文部科学省と協議した結果報告及び今後学内で調整及び修正を行い、5 月に必要書類を揃えて正式に申請を行う旨の説明があり、計画案が了承された。

(9) 総人件費削減計画について

河本理事より、資料 9 に基づき、部局ごとにシミュレーションを行った総人件費削減計画及び調整結果について説明があり、計画案が了承された。

(10) その他

秘書課長より、資料 10 に基づき、平成 19 年度経営協議会年間スケジュールについて説明が行われた。